

議案第四十四号

港区幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和八年六月十六日

提出者 港区長 清 家 愛

港区幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例の一部を改正する条例

港区幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例（令和二年港区条例第五十三号）の一部を次のように改正する。

第六条に次の一項を加える。

5 前条第三項に定める保育従事職員（第一項、第二項及び前項に規定する登録を受けた者に限る。）については、一人に限って、当該認定こども園に勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員（学校教育法の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業し

た者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。）又は障害児の療育に関する知識及び経験を有する者であつて、障害児の療育の指導を行う業務に五年以上従事した経験を有するもののいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識及び経験を有する者（以下「特定理学療法士等」という。）をもつて代えることができる。ただし、当該特定理学療法士等は、補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならず、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、児童福祉法第十八条の十八第一項の登録を受けた者による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

付則第五項中「前項」を「第六条第五項の規定により第五条第三項に定める保育従事職員を特定理学療法士等をもって代える場合又は前項」に改め、「おいては、」の下に「当該特定理学療法士等及び」を加える。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（説 明）

国が定める幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定に係る基準の一部改正を踏まえ、職員の資格要件等を変更するため、本案を提出いたします。